うに定める。 

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和五十四年法律第四十九号)第百六十六条第十一項の証明書の様式は、次のとおりとする。

成 一三年一 |月二八日厚生労働省令第二二五号) !様式による用紙については、の省令による改正前の様式 、当分の間(次項に) 間おい 5、これを取り繕って使用することができる。いいて「旧様式」という。) により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 3 様

この 式に 附の

この省令

附割の指令は、の省令は、 省令の施行の際現にある日様 に関する経過 公布の日から施行する。 内閣法の 措 置) 部を改正する法律

(平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号) (平成十一

施

昭

和五九年三月九日厚生省令第一〇号

公布の日

いら施行する。

行期日 抄

年法律第八十八号) 0) 施 行 0 日 (平成十三 一年一月六日) から施

行する。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関 する法律抜粋

第166条

3 主務大臣は、第3章第1節(第7条第1項及び第5項、第8 条第1項、第9条第1項、第10条第1項及び第3項、第11条第 1項、第12条第1項、第13条第1項及び第3項、第14条第1項、 第19条第1項及び第4項、第20条第1項、第21条第1項、第22 条第1項及び第3項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第 1 項及び第 3 項、第26条第 1 項、第32条第 1 項、第33条第 1 項、 第34条第1項及び第3項、第35条第1項、第36条第1項、第37 条第1項及び第3項、第38条第1項、第43条第1項及び第3項 第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項及び第3項、第47 条第1項並びに第54条を除く。)の規定の施行に必要な限度にお いて、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事 業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は第50条第1項 の認定を受けた者(特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理 統括事業者及び管理関係事業者を除く。) に対し、その設置して いる工場等(特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事 業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業 に係る工場等を含む。)における業務の状況に関し報告させ、又 はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する 設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 だし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置 している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合において は、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

主務大臣は、第4章第1節第2款(第113条第1項及び第4 項並びに第125条を除く。)の規定の施行に必要な限度において、 政令で定めるところにより、特定荷主、認定管理統括荷主、管 理関係荷主若しくは第121条第1項の認定を受けた荷主(特定 荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。)(以下この 項において「特定荷主等」という。)に対し、貨物輸送事業者に

行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はそ の職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳 簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す 証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 第1項から第10項までの規定による立入検査の権限は、犯罪 捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第171条 第3章第1節 (第5条第1項を除く。)及び第4節並び に第166条第3項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当 該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る 事業を所管する大臣とする。
- 3 第4章第1節第2款及び第166条第9項における主務大臣は、 経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。
- 第175条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行 為をした者は、50万円以下の罰金に処する。
- 第16条第1項(第52条第1項の規定により読み替えて適用 する場合を含む。)、第28条第1項 (第52条第2項の規定によ り読み替えて適用する場合を含む。)、第40条第1項(第52条 第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第53 条、第107条第1項(第140条第1項の規定により読み替えて 適用する場合を含む。)、第115条第1項(第123条第1項の規 定により読み替えて適用する場合を含む。)、第119条第1項 (第123条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含 む。)、第124条、第131条第1項(第140条第2項の規定によ り読み替えて適用する場合を含む。)、第136条第1項(第140 条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 141条、第145条第1項若しくは第166条第1項から第3項ま で若しくは第5項から第10項までの規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若 しくは第5項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、 若しくは忌避したとき。

この用紙の大きさは、A7とする。

附 則 (平成二一年三月四日厚生労働省令第二五号)この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成一八年九月一日厚生労働省令第一五三号)この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年二月二八日厚生労働省令第一三号)この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。 附 則 (平成二二年三月三〇日厚生労働省令第三五号)この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

この省令は、平成三十年十二月一日から施行する。附 則 (平成三〇年一一月三〇日厚生労働省令第一三五号)この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。 附 則 (平成二九年二月二八日厚生労働省令第一三号)

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。) により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 (様式に関する経過措置) 附 則 (令和五年三月三一日厚生労働省令第四七号)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。